

利益相反の適切な管理

利益相反の適切な管理を行なうために、グループ利益相反管理基本方針等を定め、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、取引におけるお客さまとの利益相反の可能性について正確に把握し、適切に管理・対応するよう努めます。

利益相反管理態勢と教育

当社はコンプライアンス統括部を利益相反管理全体統括部署（同部の担当執行役を利益相反管理統括責任者）とし、対象取引の特定および利益相反管理に関する全社的な態勢を整備・検証しています。

対象取引を特定するにあたっては、「お客さまの利益を最優先に行動しているかどうか」「お客さまの情報を利用して、不当に利益を得るおそれがあるかどうか」等の視点から取引を検証し、特定・類型化を行なったうえで管理しています。また、新規業務の開発や法令等改正といった環境の変化にも的確に対応し、対象取引の特定・類型化を行なっています。

当社の役職員は、お客さまとの取引において、対象取引の類型に該当するおそれがあると判断した場合は、速やかに各所属の利益相反管理責任者・担当者に報告し、対象取引の内容に応じた管理を実施しています。各所属での判断が困難な場合には、全体統括部署であるコンプライアンス統括部に報告し、その指示のもとで適切な管理を実施しています。

機関投資家としての責任の遂行

資産運用部門と営業部門の業務執行を分離するなど、機関投資家としての業務上の地位が営業活動において不当に利用されないための態勢を構築しています。

投資先企業への議決権行使においては、社外取締役が過半数を占める監査委員会において、議決権行使結果の検証を行ない、利益相反の防止に努めています。

取引の類型		主な取引例	管理方法 [以下の方法を適切に組み 合わせる等により管理]
お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引	地位濫用型	●融資を条件に保険購入や保険契約（引受割合）を維持・増加させる場合、または保険購入や保険契約（引受割合）の維持・増加を条件に融資を行なう場合 ●議決権行使内容の決定を条件に保険購入や保険契約（引受割合）を維持・増加させる場合、または、営業部門の意向を優先し、保険購入や保険契約（引受割合）の維持・増加を条件に議決権行使内容を決定する場合	●情報隔壁措置 ●一方または双方の取引の中止 ●取引の適切性の検証
	情報利用型	●お客さまが上場会社であるA社の株式を大量に取引しようとしている事実を知りながら、当該有価証券の取引を行なう場合	●情報隔壁措置 ●一方または双方の取引の中止
	上記以外	●当社が協調融資の幹事を受託しており、かつ相対での貸付を有している状態で、協調融資に比し、優位な条件で貸付の保全・回収等を行なう場合	●情報隔壁措置 ●取引条件・方法の変更 ●一方または双方の取引の中止 ●取引の適切性の検証
お客さま間の利益が相反する可能性のある取引		●敵対的買収等で、買収をしようとしている会社が複数競合している場合に、競合する複数社に対し、それぞれ買収資金の融資を行なう場合	●一方または双方の取引の中止 ●取引の適切性の検証

「お客さま志向の業務運営方針 ―お客さま志向自主宣言―」
の全文は、当社ホームページをご参照ください。



TOP > サステナビリティ・企業情報 > 会社運営 > お客さま志向の業務運営
> お客さま志向の業務運営方針 ―お客さま志向自主宣言―

(https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/corporate_info/customer_business_policies/index.html)